

# 物価高騰に係る

## 医療・介護・福祉・保育施設等支援金

小城市では、新型コロナウイルス感染症の影響に加え、物価の高騰による影響を受ける施設等における事業の継続を支援するため、申請のあった施設等へ支援金を交付します。

### ■ 支援金の額

区分ごと、1住所地ごとに  
1交付対象施設等当たり **5万円**

### ■ 交付の対象となる施設等（区分）

病院・診療所・薬局

高齢・障がい施設

教育・保育施設

地域型保育・認可外保育施設

上記のほか、市長が認める施設等

▶ **申請** 送付された申請書で申請してください。

▶ **添付書類** 振込先金融機関の **通帳等の写し（見開き部分）**  
※前回（R5年7月）と同じ振込口座であれば不要

▶ **申請期限** **令和6年2月29日（木）まで**  
※当日消印有効

問  
合  
せ

(病院・診療所・薬局) 健康増進課  
(高齢・障がい施設) 高齢障がい支援課  
(教育・保育施設) 社会福祉課  
(地域型保育・認可外保育施設、教育保育施設)  
保育幼稚園課

TEL 0952-37-6106

TEL 0952-37-6108

TEL 0952-37-6107

TEL 0952-37-6109

# 物価高騰に係る医療・介護・福祉・保育施設等支援金 交付対象施設等

## 区分

## 交付対象施設等

### 病院・診療所・薬局

- 医療法第1条の5に規定する病院、診療所
- 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第2条第12項に規定する薬局

### 高齢・障がい施設

- 介護保険法第8条に規定する事業を行う事業所
- 老人福祉法第20条の4及び6に規定する施設
- 老人福祉法第29条第1項に規定する有料老人ホーム
- 道路運送法第78条第2項の規定に基づく福祉有償運送を行う特定非営利活動法人及び社会福祉法人等
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条に規定する障害福祉サービス事業を行う事業所
- 児童福祉法第6条の2の2に規定する障害児通所支援事業所
- 小城市高齢者に対するあん摩、はり、きゅう等の施術費の助成に関する要綱第6条に規定する施術所

### 教育・保育施設

- 子ども・子育て支援法第7条第4項に規定する教育・保育施設
- 児童福祉法第6条の3第13項に規定する病児保育事業の実施施設

### 地域型保育・認可外保育施設

- 子ども・子育て支援法第7条第5項に規定する地域型保育事業を行う施設
- 児童福祉法第59条の2に規定する認可外保育所

### その他

- 前各号に掲げるもののほか、市長が認める施設